

建設特定技能の受け入れの大まかな流れ

受け入れ前

建設業許可の取得（地方整備局等又は各都道府県）

建設キャリアアップシステムへの登録

JACに間接的又は直接的に加入→会員証明書の入手

建設特定技能受入計画の認定申請に必要な書類の準備

建設特定技能受入計画の認定申請を行い

出入国在留管理局へ在留資格審査

受け入れ後

1号特定技能外国人受け入れ計画報告・オンライン申請（1ヶ月以内）

受け入れ後講習の受講（6か月以内）

変更申請・変更届・オンライン申請（雇用条件変更など）

再雇用申請（一時退職する場合）

外国人の取下げ（受け入れ前に無くなった場合）